

14. 循環型地域づくりの推進に関すること

主管：環境課

経緯

資源の循環利用を目的として、容器包装リサイクル法が平成7年6月に制定され、続いて循環型社会構築のため循環型社会形成推進基本法が平成12年6月に制定された。

また、資源有効利用促進法と容器包装リサイクル法が3R（注）を基本に同年6月に改正された。

このため、木曾地域でも、これまでに行われていた不燃ごみの資源分別に加えて平成9年度から平成12年度にかけて各町村で、ガラスビン・ペットボトル・ダンボール・古紙類等のリサイクル回収が開始された。平成14年4月からリサイクル広場でのリサイクル品持込受入を開始し、資源回収システムの整備を行った。リサイクル広場は、平成28年度には延べ14,343件の利用があった。

平成15年4月から住民を主体とした循環型地域づくり推進懇談会を設置した。同会からは平成16年4月に、「木曾地域の循環型地域づくり推進に関する提言」が提出された。その際に提言された食品残渣の資源化については平成17年度から生ごみ、食用廃油の分別回収として段階的に実施されてきている。また、平成19年度からは衣類、平成22年度からはプラスチック容器の分別回収が開始された。そして、順次はじめていた生ゴミ分別回収を平成29年度より全町村で開始した。

現状と課題

現状 平成22年度から開始されたプラスチック容器の分別回収により、木曾地域においてはリサイクル関連法に定められた全ての品目の資源循環システムが構築された。また、生ごみ、食用廃油、衣類等の、法に定められていない品目についても資源化が推進され、住民のリサイクル意識の高まりとともに分別回収が定着してきている。しかし、資源回収量は人口減少に伴いやや減少気味である。

課題 可燃ごみ処理施設に搬入されるごみには、未だ紙ごみやプラ容器類等が多く見受けられることから、更なるリサイクルへの誘導を図っていく必要がある。

平成25年4月には小型家電リサイクル法が施行されるなど、国によって今後も更なる品目のリサイクルが定められていくと予測され、木曾地域でも、更なる資源循環の構築を進めていくことが求められている。

今後の方針

新ごみ処理施設の建設による1日の処理が24t（目標処理量は20t/日）となったことにより、一層のリサイクルの推進が必要となり、リデュース、リユースによる排出量そのものの削減についても研究、導入を進め更なるごみ減量化、資源循環推進を目指す。

また、現在取り組まれている施策に加え、更なる資源循環施策についても調査研究を進めるとともに、国が新たに指定する品目の資源分別についても積極的な導入を検討する。

施 策

- 1 リサイクルの推進
 - ① 3R（注）の啓発
 - ② 雑紙の資源分別指導等、現在の資源循環システムの改良・推進
 - ③ 事業所ごみのリサイクルへの誘導
- 2 循環型社会構築の推進
 - ① 循環型地域づくり懇談会の運営
 - ② 更なる資源循環システムの構築

（注）3R : Reduce(リデュース)=物を大切に使い、ごみを減らすこと
Reuse(リユース)=使える物は、繰り返し使うこと
Recycle(リサイクル)= ごみを資源として再び利用すること